

第10回国土交通省独立行政法人評価委員会水資源機構分科会（第10回）

平成17年8月2日（火）

【司会】 それでは、引き続きまして、第10回独立行政法人評価委員会水資源機構分科会を始めさせていただきます。

まず、ご報告でございますけれども、本日は分科会の委員の先生方6名皆さんご出席でございますので、定足数を満たしているということで、本日の会議は成立しております。

次に、議事の取扱いでございますけれども、議事録につきましては、公開ということでお願いいたします。議事録は、発言者の名前を伏せて公開することになっております。

本日の議題につきましては4点ございまして、平成16年度財務諸表、第2回及び第3回水資源債券の発行、役員退職手当支給規程の変更、退職役員に係る業績勘案率の決定、以上の4点につきましてご審議をお願いいたします。議事の進行につきましては、松尾分科会長にお願いいたします。

【分科会長】 それでは、審議に入ります前に、本日の配布資料について事務局から確認をしてください。

【事務局】 はい。引き続きよろしくお願いたします。

配布資料についてご説明いたします。配布資料は、合同会議と同様に、左肩に資料番号を付し、議事次第と議題の番号とリンクしております。資料一覧とともにご確認ください。

まず、資料1-1は、議題1の「平成16事業年度財務諸表」の資料でございます。1-1は、決算のポイントを整理した概要でございます。それから1-2は、貸借対照表と損益計算書の関係を示した表でございます。1-3は、水資源機構から国土交通省に提出された財務諸表等一式でございます。最初はかがみ、それから財務諸表の本体が2番目、それから合同会議で配布されました業務実績評価報告書のポイントをまとめた事業報告書でございます。それから、予算と決算を比較した決算報告書が付いています。最後に、監事と会計監査人の意見があります。ここまでが議題1の財務諸表の関係の資料であります。

資料2と資料2-2は、議題2の「第2回及び第3回水資源債券の発行」の資料でございます。2-1はご説明の概要でございます。2-2は、水資源機構から国土交通大臣に提出されました認可申請書のコピーでございます。

それから資料3-1から資料3-4は、議題3の「役員退職手当支給規程の改正」と「退職役員に係る業績勘案率の決定」に係る資料でございます。3-1は、ご説明用の概要。3-2は、国土交通省所管の独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率の決定の取扱方針でございます。3-3は、退職手当支給規程の一部改正する規程についての届出のコピーでございます。3-4は、退職役員に係る業績勘案率の決定についての水資源機構からの申請書でございます。

最後に、参考といたしまして、本日の議題に関係する条文につきましてまとめた資料を配布させていただきました。

以上でございます。

【分科会長】 それでは、議事に入ります。

議題1は、「平成16事業年度財務諸表」を審議いたします。

議題について、事務局から説明願います。

【事務局】 議題1の「平成16事業年度財務諸表」についてご説明いたします。

独立行政法人は、独立行政法人通則法の38条の規定によりまして、毎事業年度終了後3ヶ月以内に作成した財務諸表を主務大臣に提出し、承認を得なければならず、主務大臣はその承認をする際に、あらかじめ評価委員会の意見を聴くこととされております。本件は、水資源機構理事長から平成17年6月30日付けで国土交通大臣に提出された平成16事業年度の財務諸表について評価委員会のご意見をお伺いするものでございます。

以上でございます。

【分科会長】 それでは次に、国土交通大臣に対して提出された承認申請の内容について、水資源機構から説明をお願いします。

【水資源機構】 それではただいまから、平成16年度の財務諸表についてご説明申し上げます。お手元にお配りした1-1の決算の概要に沿ってご説明いたします。

貸借対照表についてでございますけれども、貸借対照表は3月末時点における水資源機構の資産、負債、資本の状況を表しているものでございます。まず資産についての状況でございますが、表に記載されていますように、決算額は4兆7,593億円（前年比536億円の増）となっています。資産のうち主要なものはここに書いてありますが、事業用固定資産、建設仮勘定、割賦元金となります。

まず、資産額の約6割を占めます事業用固定資産は、下の青色の図表をご覧いただきたいと思いますが、その増加要因としましては、先程前の会議でお話がありましたけれども、房総導水路建設事業及び愛知用水二期事業の大きなこの2つのプロジェクトが今期完了いたしましたことから、建設仮勘定から事業用固定資産への振替があったということで、大幅な増加になっておりますが、他方、資産には減価償却が伴っておりまして、そのほかに除却もありましたものですから、その減があるわけです。その差引で前年に比べて3,500億円増加したということでございます。

次に建設仮勘定でございますが、黄色い図表をご覧いただきたいのですが、建設事業の進捗のいろいろ当期増加はありましたものの、先にお話しいたしました2つの事業の完了に伴いまして、くどいようですが、事業用固定資産に振り替わったということで、大幅な減がありました。この差引で、対前年比では、ほとんど同じ金額の3,500億円の減ということになりました。

次に割賦元金についてでございますが、前年比約520億円の増となりました。割賦元金はちょっと馴染みのない言葉なので、補足いたしますと、割賦元金は、機構が建設資金として調達して、立替施工した分でありまして。事業の完了後、費用の負担者である利水者（ユーザー）から割賦で償還してもらい、造るときに借入した長期借入金等の返済に充てるものでございます。分割回収する建設費用の負担金の債権残高約1兆円を割賦元金として表示しております。裏面をご覧いただきたいのですが、桃色の図表が付いてございます。この表にありますように、割賦元金の増加の要因としては、先にお話ししました2つの大きなプロジェクトが完了

したことに伴いまして、新たに新規に計上したものによる増と、他方、利水者から割賦償還されたということの減、差引で約520億円の増となっております。

次に負債についてでございますけれども、負債は基本的に資産の取得の財源になるものでございまして、主要なものとしては、交付金、補助金、負担金を表す、資産見返補助金等と建設仮勘定の見返補助金等と、それからまた別に、建設資金の調達のために発行する、後で申し上げます水資源債券とか、財政融資資金等の長期借入金がございますけれども、ここでは、その中で水資源債券と長期借入金をご説明いたします。

この借入金等が、機構の実質的な負債でありまして、いわゆる借金として、債務残高は合計で約1兆2,000億円となっております。ここに記載されている水資源債券と長期借入金につきましては、それぞれ前年比で約360億円、約250億円の減となっております。これは、水資源債券とか長期借入金の新規の発行額、借入額よりも過去に発行した額や借入額の償還とか返済が上回っているということで、トータル残高では前年比減となったわけでございます。

次に資本についてでございますが、次のページをご覧くださいと思います。資本を構成しているものは、資本金、資本剰余金、そして、約9割を占めます利益剰余金でございます。資本、いわゆる機構の純資産は827億円で、前年比127億円の増、内利益剰余金は742億円で、前年比129億円の増となっております。利益剰余金の内訳としましては、目的積立金と一般積立金、そして、未処分利益となっております。目的積立金と積立金の違いは、前者は中期計画の積立金の使途に沿って取り崩すことを目的として、国土交通大臣の承認を得て積み立てられた積立金でございます。その下にある積立金は、通則法の規定により、当期損失が発生したときのみ取り崩すことが認められている積立金でございます。未処分利益につきましては、後程損益計算書の中でご説明いたしますが、当期の総利益132億円を計上しております。なお、当期の未処分利益につきましては、全額積立金として整理することとしております。

次に、損益計算書についてご説明いたします。

損益計算書は、今期の会計期間における経営状態を表すものであります。このページの下の方に記載されていますように、経常費用、経常収益は、それぞれ1,438億円並びに1,568億円とありまして、その差が当期純利益として130億円、また、当期総利益として132億円を計上しております。

次のページをご覧くださいと思いますが、その経常費用の中身と経常収益の中身の話ですが、ここでは、経常費用といたしまして、一番上の管理業務費から財務費用まで、また、経常収益としては、受託収入から一番下に2つあります財務収益、雑益までの内容がそれぞれ記載されております。経常費用の中にあります、一番上の機構の管理業務費については、いただいたお金で業務を実施するため、基本的には、費用と収益がバランスする仕組みとなっております。例えばダムとか用水路の管理業務に要した費用につきましては、交付金、補助金、利水者の負担金等によりすべて賄われることが、経常費用の管理業務と経常収益にあります補助金等収益並びに管理雑収入との関係であらわれています。つまり、これらは要するに金額的にバランスしているということでもあります。ただし、財務的な費用と収益につきましてはバランスしておりません。この差は当期の純利益として計上されているわけです。

次は、当期の純利益については、先程申し上げましたとおり130億円計上しております。

発生メカニズムにつきまして、ちょっとご説明いたします。一般勘定はほかに特別勘定がありまして、愛知とか豊川は特別勘定になりますが、それ以外のほとんどの分が一般勘定です。主に一般勘定における割賦負担金に係る受取利息と借入金等に係る支払利息の差によるものでございまして、すなわち割賦負担金の徴収の条件と、借入金等を返済する際の条件差。具体的には、期間とか利率とか支払方法により発生する差益のほかに、余剰資金の運用、更には近年の低金利による財投借入金等の借換差による利益がここに含まれております。その結果、各期発生しました利益が累積されまして、積立金の当期末残高は592億円となっております。

以上、お時間の関係から、財務諸表につきましては、貸借対照表と損益計算書でご説明させていただきます。

最後に、今期の決算につきましては、会計監査人及び監事による決算監査を受けておりまして、問題ない旨の報告をいただいていることをご報告いたします。

以上でございます。

【分科会長】 この議題につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

【委員】 一般的なことだけちょっとお聞きしますけれども、これは132億ぐらい利益が出ている。実はこういうもの、先程の議論との継続にもなるんですけども、これは水利用者への還元、要は水道料金みたいな、そういうのが低くなるのか、あるいは借入金のほうにいくのか、あるいは先程は給料を下げると言っておられたと。経営がいいときに給料を下げるのは実はおかしな話で、よう皆さん文句言わないと思うんですけども、そういうところにはね返るのか、どこへいくのかということなんですけれども。

【水資源機構】 現在の段階では、この132億円は、積立金として処理されるということになっております。積立金を例えば取り崩してどういう目的に使うかということは、また、これは法律の問題がありまして、去年のケースがそうだったと思いますが、目的積立金を使うと考えたわけでございますけれども、いろいろその方向での用途については、さらに検討をするということで、積立金に乗っているということで、今回も、まだ、その使い方について、各方面のご理解をまだいただいておりますので、とりあえず積立金として乗せていただいているということでございます。

【分科会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【分科会長】 そのほか、よろしいですか。

(「結構です」と言う者あり)

【分科会長】 それでは、この財務諸表につきましては、今のはここで完結したご質問ですから、「意見なし」というようにさせていただきます。

それでは、議題2へまいります。「第2回及び第3回水資源債券の発行」について審議いたします。

議題について、事務局から説明してください。

【事務局】 議題2の「第2回及び第3回水資源債券の発行」についてご説明いたします。

水資源機構は、水資源機構法第32条の規定により、建設事業に必要な費用に充てるために国土交通大臣の認可を受けて債券を発行することができ、国土交通大臣はその認可をする際に、

あらかじめ評価委員会の意見を聴くものとされております。本件は、水資源機構理事長から、平成17年7月22日付で国土交通大臣に申請のあった第2回及び第3回水資源債券の発行について、評価委員会のご意見をお伺いするものでございます。

以上でございます。

【分科会長】 それでは次に、今話にありましたが、国土交通大臣に対して提出される認可申請の内容について、これも機構から説明をお願いします。

【水資源機構】 それでは、ご説明いたします。

今回の申請につきましては、水資源機構法の32条1項の規定によりまして、国土交通大臣に提出させていただいたわけですが、発行の目的は、昨年と同様、機構が行なっているダム及び用水路等の建設事業に充当することを予定しております。償還につきましては、利水者からの負担金を償還原資としまして、償還期限に全額を一括して償還することとしておりまして、償還の確実性については問題ございません。発行総額につきましては、今年度3月と同額の150億円を予定しておりますが、今年度は新たな試みとしまして、発行する債券を期限4年の50億円、期限10年の100億円ということで、二本立てで発行したいと考えております。今回の年限の多様化によるメリットは、調達コストが安くなること、利水者の将来の利息の軽減と、それから、中期債の発行による新たな投資家層の拡大を目的とします。発行事務の委託につきましては、昨年と比較しまして、受託会社の能力に大きな変化がなかったということで、投資家から問題点も指摘されておりませんの

で、今年度もみずほコーポレート銀行と東京三菱さんをお願いしたいと考えております。

なお、債券発行が今回複数で二本立てにしますが、各債券は同日に条件決定し、同日に発行する予定でございます。その他、利払方法、券種（債券の単位当たり発行金額）につきましては、昨年と同様の予定であります。

以上でございます。

【分科会長】 この議題につきまして、何かご質問、ご意見等はありませんでしょうか。

【委員】 この発行自体は、具体的にはユーザーに利益になる、そういう機動的な資金調達の独法化していい側面をかなりきちんと利用した結果だと思しますので、そういう意味でこれによろしいのではないのでしょうか。以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。積極的なご意見でした。

【委員】 賛成です。

【分科会長】 よろしゅうございますか。

（「はい」と言う者あり）

【分科会長】 それでは、ただいまの委員のご意見はそれなりにとどめておくとして、公式には「意見なし」として提出をさせていただきます。

議題3に移ります「役員退職手当支給規程の変更」の報告ですね。及び議題4「退職役員に係る業績勘案率の決定」の審議ですが、これをあわせてやっていきたいと思いますが、まず、議題について事務局から説明してください。

【事務局】 議題3の「役員退職手当支給規程の変更」について、資料3によりご説明いたします。

1の(1)からご説明申し上げます。独立行政法人の役員の退職金の支給率は、平成15年12月の閣議決定によりまして、独立行政法人評価委員会が業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとしているところです。また、業績勘案率が決定するまでの間は、暫定的な業績勘案率を設定して、退職金を暫定支払いをすることになっております。平成17年3月に国土交通省独立行政法人評価委員会におきまして、業績勘案率を1.0を基本とするという決定する方法に変更になったことから、水資源機構の役員退職手当支給規程についても、暫定業績勘案率の決定方法を変更するものでございます。

資料の3-3は、水資源機構から国土交通大臣に出された変更の届出であります。内容としましては、暫定業績勘案率を1.0とし、暫定的な退職手当を支払ったときは、業績勘案率を決定した日以降に、退職手当と暫定退職手当との差額を精算するというものでございます。本件は、その届出を評価委員会にご報告するものでございます。

次に議題4「退職役員に係る業績勘案率」について、同じく資料3-1によりご説明申し上げます。役員退職手当に係る業績勘案率は、先程の国土交通省独立行政法人評価委員会の取扱方針により、法人の申請を受けて、評価委員会において審査し、決定されます。その決定方法は2の(1)にあります。法人の実績に係る業績勘案率を0.0~2.0の間で決定し、それに役員個人の業績を0.0~0.2の間で増減し、最終的には、全体で1.0を基本としております。本件は、資料3-4の水資源機構理事長から、平成17年7月19日付で審査の申請がありました。平成16年度に退職された4名の役員の業績勘案率について審査し、決定するものでございます。

以上でございます。

【分科会長】 それでは、引き続きまして、ただいま言われた4人ですね。16年度に退職された4名の役員に係る業績勘案率について、機構から申請内容について説明をしてください。

【水資源機構】 平成16年度に退任されました役員4名の業績勘案率につきまして、ご説明させていただきます。資料の3-4をご覧くださいと思います。

今回の対象者は、16年8月に退任した 前副理事長、16年6月に退任した 前理事、前理事、16年8月に退任した 前理事の4名でございます。業績勘案率は、法人の業績に基づき算定した業績勘案率に退職役員の個人的な業績に基づき、0.2を目安に増減させて決定することとされております。

当該副理事長及び各理事の在任期間中の業績実績につきましては、各事業年度とも、中期目標どおりの実績を上げ、年度計画に基づき効率化を図りつつ業務の改善等を行い、順調な運営を行なったと判断し、当該副理事長及び理事の法人の業績による勘案率は1.0といたしました。

次に、個人的な業績につきましては、副理事長は担当分野がある理事と異なり、業務のすべてを総括いたしますので、法人の業績がそのまま個人の業績になると判断しております。続いて、各理事につきましては、3名とも各々の担当分野において、一定の業績は認められるものの、加算するに至らないと判断いたしました。

したがって、前副理事長、前理事、前理事、前理事の総合的な業績勘案率は、1.0として申請いたしております。

よろしく願いいたします。

【分科会長】 ただいま、この変更の過程から説明をしていただきましたが、ご審議いただくのはこの点ですね。今、機構から申請された4名の退職役員に係る業績勘案率は、いずれも1.0であります。この業績勘案率についてご審議いただくことになりましたが、何かご質問とかご意見はございますでしょうか。

【委員】 たぶん、先程の評価と連動すべきものかなと、ちょっと言いにくいところはあるんですけども、1.03%とか百何%とか何とかを、平成16年とか15年とか、あるからというのが、この法人の業績に換算されているというふうにとらえていいんじゃないかと思うんですけども。ただ、そうすると、次に、個人業績というのが、先程は「0」があって、これは変えないといけない問題だと。それがどういうところが機構全体の問題なのか、それを担当した人の問題なのかという、非常に言いにくいところに入ってしまうのですけれども、それも大してマイナス要因になってないというふうに見るのか。だから、そこがちょっとわかるようわかりにくいところなんです。それをどう判断したらいいのかと、私が今自分でわからなくなったところなんですけれども。

【分科会長】 この点は、機構から少し説明いただけますか。

【水資源機構】 先程の徳山ダムの件が一番はつきりすると思うんですが、私自身は、組織全体の問題であると。もっとはつきり言えば、担当部長から理事にも上がってなかったというところが問題だったと思っております。そういった意味では、組織の総括的な責任者である私の問題だと。もしくは組織全体の問題だと思っております。

【委員】 そうすると、法人の業績による業績勘案率が1.0でいいのかと。だから、それは先程が1.03%だからいいというふうに見るのか、ここだけはちょっと変えた方が良くないのかという意思決定が要ると思うんですけどね。いろいろ問題があるけれども、トータルで見れば、1.03%か百何%だったから、ここは1とすると。法人の業績の方なんですけれども。という解釈で良いわけですか。

【水資源機構】 私どもはそのような評価を評価委員会でいただいているという認識をしております。

【分科会長】 このあたり、これは企業なんかでもいつも問題になる場所ですので、常に責任の所在はしっかりと考えていくようにいたしましょう。これは非常に大事な問題ですので。そのほかいかがでしょうか。

そのほかいかがでしょうか。

【委員】 説明責任をきちっと追及しようと思うと、個人の責任問題と逆に作用する場合がありますね。ですから、トップには責任を持っていただかなければ困るのですけれども、やはり組織全体として、改善すべきところはきちんと出して、一旦は、例えばさっきのお話ではないですが、「0」にして、で、変えるべきところは変えるというふうに組織的にきちんと改善を図ろうとすると、やはり個人的にはマイナスになる場面が非常に大きい場合があるので、その点は、今、委員のおっしゃった面と逆の面もあるということがあるかと思えます。私自身も、これは大きな問題だなと思っているのですけれども、そういう意味では組織としてどう対応していくかという点で、リーダーシップを取っていただきたいということです。今年問題が起き

たから、その年にたまたまりーダーになった人が0.7になるとか0.9になるとか、そういう問題と必ずしも連動させない方が、組織としての説明責任をきちんと未来に向かって果たせるのではないかと思います。ですから、あまりそれを気にするのはどうか、という意見を持っています。だから、どうこうということではないのですが、1.0でよろしいと思っています。以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

これは、お二人が出しておられる意見は、基本的な問題ですのでね。一度というか、常にやっておられるのかもしれないけど、整理をして議論をしてください。

これは余談ですがね。いつもリーダーシップというような問題になると、常に責任を取る覚悟ができています。これはもう基本問題なんですね。その責任を取る。その取り方は、どういう取り方があるかということが問題によって常に議論になってくる。だから、そういう点もこれから一つの問題提起としてお考えいただくと、よろしく願います。

そういうことで、当分科会としては、審査の結果、これは1.0を0.何ぼにしたり、1.何ぼにしたりするのは、それなりの重い理由が必要でございますし、それなりに十分考えていただいたことですし、今後も考えていただきますので、平成16事業年度に退職された4名の役員の業績勘案率は1.0と、こういうようにさせていただきます。

(「はい、結構です」と言う者あり)

【分科会長】 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。今後の分科会の日程につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 今年度は、本年11月と来年2月にそれぞれ長期借入金の認可申請が水資源機構から提出される予定でございます。長期借入金の認可に際しまして、債券発行と同様に、あらかじめ評価委員会のご意見をお伺いいたします。会議の形式につきましては、いずれも郵送より書面をもって行うこととしております。

以上でございます。

【分科会長】 それでは、議事の進行を司会へお返しします。お約束の時間は16時ですから、それに間に合うように閉会をしていただきたいと思います。

【司会】 ありがとうございました。

以上をもちまして、第10回独立行政法人評価委員会水資源機構分科会を閉会いたします。

なお、冒頭申し上げましたけれども、本日の議事録につきましては、委員皆様方のご発言内容の確認をさせていただき予定でございますので、よろしく願います。

最後になりますが、国土交通省水資源部長からお礼のご挨拶を申し上げます。

【水資源部長】 今日、第1幕、第2幕、本当に長時間先生方お疲れさまでございました。おかげで予定の議事すべて滞りなく終了させていただいております。

私も、今日で丸1年と1ヶ月この職にあります。新たな独法という制度に直接接したのは、この1年1ヶ月前からなんですが、いろいろと勉強してみるにつれ、やはり独法制度というのは、評価委員の先生方のある意味では献身的な犠牲の上に成り立っている制度だなということを本当につくづく感じているところでございます。きょうの評価もなかなか悩ましいところに

ついて、最終的に委員会としてのご判断をいただいたところでございます。今後もどうしてもお手を煩わすことが多いと思いますけれども、よろしく願い申し上げたいと思います。
本日は誠にありがとうございました。